第5章

韓国の年金問題

急速な少子高齢化と制度改編の必要性

奥 田 聡

はじめに

韓国では現在,日本を上回る速度で少子高齢化が進行している。厚生労働 省が2005年12月22日に発表した同年の人口動態統計によれば,日本の人口は 初めて減少に転じたという。合計特殊出生率をみても,日本の2004年の数値 は1.29で史上最低を記録した。一方,同年の韓国の合計特殊出生率は日本の それをさらに下回る1.16を記録した。現在のところ韓国は日本よりも人口構 成が若く、日本のような人口の減少はみられない。韓国の人口構造は老年層 と若年層の双方が相対的に少なく、経済活動人口が支えるべき扶養人口が多 くないため「人口学的ボーナス」を享受している段階にある。現在のところ 韓国経済が対外的にみると好調にみえるのは間違いないが,これは韓国経済 の明るい一面にすぎない。今後いっそう進行するとみられる少子高齢化に よってその強みは急速に縮小していく可能性が高い。このほか,韓国内では 経済危機後の経済成熟化にともなう経済成長率の趨勢的鈍化傾向や、中国な ど後発諸国との競争,階層・地域間での二極化傾向の鮮明化,労働の非正規 化,社会保障制度の不備などの問題など,いわば暗い一面も存在する。韓国 が現在直面する経済・社会的諸問題のなかには日本と共通するものも多いが、 本章では社会的かつ経済的影響を有する公的年金問題を取り上げたい。

本章で年金問題を取り上げるのには次のような背景がある。まず,今後社会のなかで比重を増していく高齢者の消費・貯蓄行動を左右するものであるがゆえに,年金が経済へ及ぼす影響は今後いっそう強まるとみられる。また,運用が破綻した場合は国家財政による負担がきわめて巨額になると予想される点や,本格的な給付が始まる前になされる数百兆ウォンの積立金の運用如何が韓国金融市場に少なからぬ影響を与える可能性があることも年金問題の重要性として指摘しておく必要があろう。社会的な側面としては,公平性の問題が大きいだろう。保険料負担に耐えかねる加入者を将来どのように救うのか,社会保険のひとつである年金制度の枠内での再分配機能をどこまで認めるか,などである。いずれにせよ,年金問題は,過去の一時点における設計が遠い将来にまで影響を与えるという特性がある。それゆえ,未来を見据えた制度改革が他の福祉政策よりもきわめて重要な意味をもつのである。本章では,韓国の公的年金のもつ問題点を踏まえたうえで現在政界において進行中の年金改革について検討することにし,かつ若干の提言を行ってみたい。

日本では先般2004年年金法改正案が国会を通過した。保険料の引き上げ、給付の切り下げをセットした、いわば国民に痛みを求める形での公的年金改革が始動したといえる。しかし、低成長のもとでの成熟した制度の手直しとあって、改革の実現までに多くの紆余曲折があった。一方、韓国では国民の大多数が加入する国民年金が施行されてからまだ日が浅く、いまだ本格的な老齢年金の支給にはいたっていない。このため、韓国の公的年金制度は未成熟な状態にあるといえる。年金制度改編がもたらす経済的な影響についてはいまだ本格的な議論がされていないのが現状であるが、少子高齢化、経済成熟化、受給者に有利な年金制度など、韓国における公的年金制度を取り巻く状況は年金改革前の日本の状況とよく似ている。

本章では韓国と日本を適宜比較しながら議論を進めていく。第1節では韓国の公的年金制度を概観する。第2節では韓国国民年金が抱える問題点を論ずる。第3節では現在韓国で進行中の問題解決に向けての努力,すなわち年金法改正論議について検討する。最後に結論を示す。

第1節 韓国の公的年金制度の概観

1.国民年金と特殊職域年金

韓国の公的年金は大きく分けて四つあるが,なかでも1988年創設の国民年金が大きな存在である。国民年金の加入者数は2003年現在1700万人あまりで,韓国の公的年金全体の加入者数の9割以上を占める(表1)。国民年金のほかには,国民年金の創設以前から存在する公務員(1960年施行),軍人(1963年),私学(1975年)の三つの特殊職域年金がある。

特殊職域3年金は年金受給者を多く抱えて成熟段階にあり,運営方式は賦課方式(収入保険料を年金給付に充てる)である。表1をみると,軍人年金では大幅な支出超過になっていることがわかる。公務員年金では収支が均衡しているように示されるが,表に示した数値は不足財源が補塡された後のものであって,実際の収支はこれよりも悪い(1)。これらに比べると国民年金は制度発足後18年しか経過しておらず,制度としては成熟段階を迎えてはいないといえる。本格的な老齢年金は支給が開始されておらず,現在のところ給付は多くない。運営方式は修正積立方式となっている(2)。

2. 国民年金 国民皆年金達成は1999年

表1に示されるように,現在韓国民の大多数をカバーする公的年金制度は国民年金である。韓国で単に公的年金といった場合,事実上国民年金のことを指すことが多い。国民年金が制度として施行されたのは1988年のことであった。それ以前には1973年に権威主義体制への正当性付与と資本動員を目的に(林[2004:98])当時の朴正煕政権が日本の公的年金制度に倣って「国民福祉年金」の導入を目論んだものの,第1次石油ショックによって不発に終わっている。そのほか,前述のとおり公務員など特定のグループのみを対象

| | マロケム | | 特殊職域年金 | |
|----------------|---------------|-----------------------|--------------------|------------|
| | 国民年金 | 公務員年金 | 軍人年金 | 私学年金 |
| 制度施行年度 | 1988 | 1960 | 1963 | 1975 |
| 加入者数(1,000人) | 17,072(2003年) | 931(2002年) | 約150 ¹⁾ | 221(2002年) |
| 収入(2003年 億ウォン) | 219,703 | 44,139 ²) | 5,050 | 13,280 |
| 支出(2003年 億ウォン) | 24,755 | 44,139 | 14,236 | 7,042 |
| 適用対象 | 5人以上の事業所, | 国家および地方 | 長期服務下士官 | 私立学校教職員 |
| | 地域加入者,都市 | 公務員,裁判官 | 将校 | |
| | 自営者 | 警察官,教育公 | | |
| | | 務員 | | |
| 給付種類 | 老齢年金,障害年 | 退職給付,退職 | 同左 | 同左 |
| | 金,遺族年金,返 | 手当,遺族給付, | | |
| | 還一時金,死亡一 | 災害補償給付, | | |
| | 時金 | 扶助給付 | | |

表 1 韓国の公的年金制度概要

にした特殊職域年金のみが存在していた。

表 2 は韓国の国民年金の沿革をまとめたものである。1988年当時,国民年金は10人以上の事業所だけが対象であったが,その後対象を 5 人以上の事業所,農漁民へと順次拡大していった。経済危機後の1999年には対象を都市地域住民にまで拡充して,ついに国民皆年金を達成した。日本が国民皆年金を達成したのが1961年であったのと対比するとかなり若い制度であるといってよかろう。

3. 国民年金の運営方式 確定給付,修正積立方式

韓国国民年金は特殊職域年金や日本の諸年金制度と同様に確定給付方式を 採用している。また,日本のように成熟した年金制度は,現役世代の加入者 が支払った保険料が高齢の受給者への給付に回されて世代間移転が発生する 「積立方式」によって運営されていることが多い。しかし,前述のように韓国

⁽注)1)軍人年金の加入者数は,文亨杓[2004]本文中で「現在の加入者」として言及されている。 2)政府の負担金を含む。

⁽出所)文亨杓[2004]を整理して筆者作成。

表 2 韓国国民年金の沿革

| 1973年12月 | 国民年金福祉法制定(1974年1月,石油ショックのため実施延期) |
|-----------|----------------------------------|
| 1986年12月 | 上記法律を廃し,国民年金法制定 |
| 1987年 9 月 | 国民年金管理公団設立 |
| 1988年1月 | 国民年金制度施行開始 (10人以上の事業所) |
| 1992年 1 月 | 適用拡大(5~9人の事業所) |
| 1993年1月 | 年金保険料引き上げ(3 6%へ) |
| 1995年7月 | 適用拡大(農漁村地域住民) |
| 1998年12月 | 国民年金法改正 |
| | 財政安定化(国民年金給付水準引き下げ:70 60%,年金受給 |
| | 開始年齡上方修正:60 65歳,保険料引上:6 9%,財政計 |
| | 算制度の導入など) |
| | 給付制度改善(老齢年金受給要件緩和:最短加入期間を15 10 |
| | 年に短縮,分割年金導入) |
| 1999年4月 | 適用拡大(都市地域住民,国民皆年金達成) |
| 1999年11月 | 基金運用組織の自律性と専門性を確保するため既存の基金運用室を |
| | 基金運用本部に改組 |
| 2003年7月 | 5人未満事業所勤労者を地域加入者から事業場加入者に段階的に転 |

(出所)韓国開発研究院 [2004], 国民年金管理公団 [2005], イソンボク [2005]を参考に筆者作成。

換(2006年までに全面適用)

の国民年金の場合は制度発足後日が浅いために給付額がそれほど多くはなく,現在のところ保険料と収益を合わせた収入のかなりの部分が積み立てられて運用に回されている(表3)。2004年の収入総額24兆ウォンに対して,運用に回ったのはその86%に当たる20兆7000億ウォンであった。2005年4月現在,韓国国民年金の運用残高は140兆5000億ウォン(対前年GDP比18.0%)に達する。

保険料収入の大部分が積み立てられている現状を加入者の立場でみると,加入者に対する将来の給付のために年金当局が資金を積み立てる「積立方式」が採用されていることになる。ただ,制度発足当初の加入者たちへの優遇措置(3)実施にかかるコストはこれまでの加入者が積み立てた年金基金が負担している。このため,現行制度ではすでに部分的に世代間移転が発生しており,この点を捉えて韓国国民年金制度の運営は「修正積立方式」で運営されていると称される。

| | | | | | | | (+ 14 .) | 0,3,, |
|-----|------|---------|---------|---------|---------|---------|------------|---------|
| 区分 | | 1999.12 | 2000.12 | 2001.12 | 2002.12 | 2003.12 | 2004.12 | 2005.04 |
| ЧΣ | λ | 13.5 | 15.3 | 16.7 | 19.2 | 22.0 | 24.0 | 8.5 |
| 年金 | 保険料 | 9.4 | 10.4 | 12.1 | 13.8 | 15.6 | 17.1 | 5.9 |
| 運用 | 収益他 | 4.1 | 4.9 | 4.6 | 5.4 | 6.4 | 6.7 | 2.5 |
| 支 | 出 | 4.0 | 1.7 | 1.7 | 2.0 | 2.5 | 3.2 | 1.2 |
| 年金 | 給付 | 3.9 | 1.6 | 1.6 | 1.9 | 2.3 | 2.9 | 1.1 |
| 公団 | 運営費他 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.3 | 0.1 |
| 運用残 | 高 | 47.2 | 60.9 | 75.9 | 93.1 | 112.6 | 133.3 | 140.5 |
| 運用純 | 増 | 9.5 | 13.6 | 15.0 | 17.1 | 19.5 | 20.7 | 7.2 |
| 公共 | 部門 | 5.1 | 2.7 | -3.7 | -0.6 | -14.9 | -8.9 | -1.8 |
| 福祉 | 部門 | -0.4 | -0.3 | -0.1 | -0.1 | -0.1 | -0.1 | 0.0 |
| 金融 | 部門 | 4.9 | 11.2 | 18.8 | 17.8 | 34.5 | 29.6 | 8.9 |
| その | 他 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.1 |

表 3 国民年金基金管理現況 (2005年4月現在) (単位: 兆ウォン)

4. 国民年金の支給額算式 強い再分配機能

韓国国民年金の算式と給付種類を表4のようにまとめてみた。同表にある 算式は各種給付の基礎となる基礎年金額(BP)を計算するためのものである(4)。これをみると,基礎年金額の計算には,(1)全体加入者の直近3年の平均所得月額(A),(2)個別加入者の加入全期間にわたる平均所得月額の現在価値(B),(3)加入期間(n),の三つの要素が用いられていることがわかる。同算式からわかるように,基礎年金額は加入者全体の平均所得月額Aにかかる部分(均等部分)と個別加入者の平均所得月額Bにかかる部分(所得比例部分)の二つに分割できる(5)。仮に計算対象となる個別加入者の平均所得月額が加入者全員のそれと等しい(A=B)という標準的なケースならば,均等部分と所得比例部分の比は1:1となる。また給付水準のバロメーターとなる所得代替率は60%と計算される(6)。韓国国民年金の算式は,基礎部分と所得比

⁽注)1)当月末基準の累計実績で,増減率は前年末基準。

²⁾ 現金主義で作成。

⁽出所)国民年金研究院[2005]。

表 4 韓国の国民年全給付の種類と受給要件・給付水準

加入20年以上:BP=1.8(A+B)(1+0.05(n-20))1) 基礎年金額(BP) 加入20年未満:BP=1.8(A+B (0.475+0.05(n-10)) 給付種類/受給権者 受給要件 給付水準 加入期間20年以上/年齡60歳以上 完全/本人 BPの100%+加給年金額 所得がある業務に従事しない者 老 減額/本人 加入期間10年以上20年未満/年齢60歳 BPの100%+加給年金額 加入期間10年以上/年齢60~64歳 齢 在職者/本人 BPの50% (10年加入,60歳) 所得がある業務に従事する者 年 加入期間10年以上/年齡55~59歳 BPの75%+加給年金額(10年加入, 早期/本人 余 所得がある業務に従事しない者 55歳) 1.8(A+B (0.25+0.05(n - 5))+加給 特例/本人2) 加入期間5年以上/年齡60歳以上 年金額 BPの60~100%+加給年金額 BPの 傷害年金/本人 障害等級(1~4級)に応じて給付 225% (障害4級) ・加入者の死亡 ・10年以上加入した者の死亡 遺族年金/遺族 BPの40~60%+加給年金額 ・老齢年金受給権者または2級以 上の障害年金受給者の死亡 ・60歳到達,10年未満の加入者 ・加入期間が10年未満の加入者だ 返還一時金/本人 年金保険料+利子 った者の死亡時 ・遺族 ・10年未満の加入者の国籍喪失又 は移民 死亡一時金/遺族3) ・加入者または加入者だった者の「返還一時金相当額(ただし、限度 死亡時,遺族年金または返還一時 | 額は再評価された最終標準所得月 金を支給される遺族がいない時 額とBのうち多い額の4倍以内)

- (注) BP: 基礎年金額, A: 受給開始前3年間における加入者平均の標準所得月額, B: 個別加入 者の加入期間全体にわたる平均標準所得月額の現在価値、n:加入年数。
 - 1) 加入20年以上の算定式の前半部分(1.8(A+B))は,20年加入でA=Bの場合に3.6(カ月 分)となるが,これは(所得代替率)30%の12倍に当たる。同項においてAは定額部分,Bは 所得比例部分となる。加入40年で所得代替率は60%となる。この算式は1999年の制度改正以後 の加入期間に係るもので,実務上はそれ以前の期間に係る分について別式を用いる。
 - 2)特例老齢年金は,国民年金の発足・拡大時(1988年の発足,1995年の農漁村への拡大, 1999年の都市地域加入者への拡大)に高齢であったため60歳到達時に老齢年金加入要件を満た さない加入者を救済する趣旨で設けられた経過措置。
 - 3) 死亡一時金の受給権者である遺族は4親等以内の傍系血族で,加入者または加入者であ った者によって生計を維持していた者。
- (出所) 朴星民ほか[2005]などを筆者が整理。

例部分を合算する日本「特別支給の厚生年金」(61~65歳)算式とよく似た形態をとっている。両者は保険料が所得に比例する一方で給付算式には固定的部分(韓国では「均等部分」,日本では「基礎部分」)があるために所得再分配機能が備わっている。日韓を比較すると,韓国のほうが固定的部分のウェイトが高く,それだけ所得再分配機能も強い。日本の2003年における国民年金(基礎部分),厚生年金(所得比例部分)の平均新規裁定月額はそれぞれ5万2600円,10万1943円で,両者の比はおよそ1:2であった。

表4に掲げた給付種類のうち,現段階で支給額の多いものは制度発足時に 比較的高齢であった加入者を救済するための経過措置である特例老齢年金 (加入要件:加入5年以上)である。完全老齢年金については,制度発足が1988 年で受給要件の20年加入を満たす加入者がまだ存在しないので,支給実績が ない。しかし,2008年以降には完全老齢年金の受給権者が現れ,支給総額を 押し上げるものとみられている。

5 . 国民年金加入者の類型 事業場加入者と地域加入者,韓国独特の「納付例外者」

つぎに、1690万人にのぼる韓国国民年金の加入者を類型別にみると、772万人の事業場加入者と912万人の地域加入者に大別できる(表5)。これらのうち、事業場加入者とは、会社や工場などに勤務する労働者を対象とするものであり、日本における厚生年金の加入対象者とほぼ重なる。地域加入者は商業、サービス業などの都市自営業者や農漁家を対象とするもので、日本では国民年金の加入対象者のうち第1号被保険者にかなり範囲が近い。日本と大きく異なるのは、事業場・地域加入者に分かれているとはいえ、国民年金という単一の制度のもとに労働力の大半が統合されていることがあげられる。日本では被用者と自営者という職種別の年金制度が用意されているのと対照的である。また、所得のない専業主婦が適用除外とされ、常時脱退可能な任意加入者となることができるという点もあげられる。そのことを反映して、

| | | | | | ,, |
|----|--------|-------|-------|-----|------|
| | 計 | 事業場 | 地域 | 任意 | 任意継続 |
| | ā l | 加入者 | 加入者 | 加入者 | 加入者 |
| 計 | 16,903 | 7,720 | 9,117 | 24 | 42 |
| 男性 | 11,023 | 5,185 | 5,815 | 6 | 18 |
| 女性 | 5,880 | 2,535 | 3,303 | 19 | 25 |

表 5 加入種別・性別加入者現況(2005年4月現在) 単位:1,000人)

(出所)表3に同じ。

表 6 地域加入者総括現況 (2005年4月現在)

(単位:1,000人)

| | 計 | 都市 | 農漁村 |
|-------|-------|-------|-------|
| 計 | 9,117 | 7,158 | 1,960 |
| 所得申告者 | 4,490 | 3,361 | 1,128 |
| 納付例外者 | 4,628 | 3,797 | 831 |

(出所)表3に同じ。

表 5 にみるように,女性の加入者数が男性に比べてかなり少ない。専業主婦 が公的年金制度の恩恵を十分に受けていないこうした状態は国民年金に別途 の保険料負担免除の第3号被保険者(専業主婦)が導入された日本の1985年の 制度改正以前の状態とよく似ている。

韓国の国民年金加入者のうち半数以上を占める地域加入者の存在は,同制 度をめぐるさまざまな問題を派生している。問題の詳細については後に述べ ることにして、ここでは主な特徴をあげてみよう。まずあげられるのが納付 例外者である。表6をみると,地域加入者総数912万人のうち,都市を中心に 納付例外者がその過半数である463万人存在している。納付例外者とは保険 料を納付しないものの加入者としての地位は保っている人たちを指し,兵役, 学業,失業,事業中断,失踪などが一般的な事由となっている。日本の場合 は失業などでは保険料免除(当該期間については支給要件期間に合算し、3分の 1の国庫負担分が将来の年金額に反映される)が,学業などでも合算対象期間 (いわゆるカラ期間)として認定されうるが,韓国の場合納付例外者であった期 間は保険料を追納しないかぎり加入期間に算入されない。また、もうひとつ には地域加入者の保険料は日本のように定額ではなく、加入者が保険料決定

のための所得申告をしなければならないという点である。同表に「所得申告者」という欄があるのは,所得の正確な把握が困難とされている自営業者らにも所得の申告をさせている現状を表している(^^)。

第2節 韓国国民年金が抱える問題点

韓国の国民年金が抱える問題は経済成長率や出生率など環境変化に根ざす ものと,年金制度自体の要因に根ざすものの二つに大別されよう。このうち, 前者の多くは日本にも相当程度共通するものといえる。

1.環境変化による年金財政悪化要因

全国民的な年金制度整備が比較的遅れたとの認識のもと、制度定着のために韓国国民年金は極端な低負担・高給付構造をもってスタートした(イソンボク[2005:100]。保険料率は1988年の制度施行当初3%で、給付水準は所得代替率70%という状況であった。こうした構造が将来的には維持不能で財政悪化を招くという認識は1990年代後半からすでにあった(8)。先進諸国が年金をはじめとする社会保障給付の拡大によって軒並みに国家財政の悪化を招いたという悪しき前例も認識されていた。1998年には年金財政建て直しのために保険料引き上げ・給付削減(保険料率9%、所得代替率60%)、支給開始年齢の引き上げ(2013年から5年ごとに1歳ずつ延伸、2032年には65歳へ)を骨子とする第1次年金改革が実行された。しかし、その後事前の想定を超える速度で少子高齢化が進行して年金財政悪化の加速が予見されるようになり、年金財政建て直しの必要性が改めて議論されるようになってきた。政府や与党ウリ党は過去2年あまりの間、年金財政の建て直しを強調するなかで年金保険料引き上げや給付削減などを推進しようとしている。2002年12月には『国民年金財政推計模型』(韓国社会保険研究所)が「2046年に国民年金の基金が

使い果たされる」ことを推計している。2003年ごろからは韓国国民年金の存 続可能性に対する不安が高まりはじめ、2004年の反国民年金キャンペーン (「国民年金8大秘密」などの怪文書や保険料不払い運動など)の原因となった。

以下では今後の年金経理に大きな影響を与えうる諸変数をあげて考察して みる。経済の成熟化と関連した変数としては少子高齢化と潜在成長率の低下 をあげ、不確実性に直面した消費者行動についても考えてみる。

(1) 少子高齢化.

現在、韓国経済も日本と同様に経済成熟化にともなう諸問題に直面してい るが、国民年金に最も大きな影響を与えるのは少子高齢化の進展ではないだ ろうか。現在進行中の少子化によって将来の保険料負担者が減ることに加え て、今後進行する高齢化によって年金受給者が増え、年金財政の悪化が懸念 されるからである。

韓国では教育費の高さなどから2004年の合計特殊出生率が日本の1.29人を 下回る1.16人にまで下がった。また,2002年の韓国人の平均寿命は男性が 73.38歳,女性が80.44歳で,日本の78.64歳,85.59歳(2004年)に近づいてい る。さらに、韓国の場合留意すべきなのは、このような人口学的な変化の速 度がきわめて速いことである。表 7 にあるように ,高齢社会(老齢人口比14%) から超高齢社会(同20%)への移行にわずか7年しか掛からないという。先進 国のなかでも高齢化の速度が速かったアメリカや日本よりもさらに速い速度 で高齢化が進展するということである。

図1は韓国統計庁が2005年1月に修正推計した若年および老齢扶養比のこ れまでの推移と展望を示している。若年を0~14歳,老齢を65歳以上,生産 年齢を15~64歳とすると,若年扶養比は若年人口÷生産年齢人口,老齢扶養 比は老齢人口:生産年齢人口と定義される。現在は出生率低下で若年扶養比 が下がり,老齢扶養比もまだそれほどの上昇をみせてはいない。現在は1960 年代に多く生まれた世代が生産年齢人口として活躍しており、若年および老 齢の従属人口を数多くの生産年齢人口で養っている状態にある。このような

| | 到達年度 | | | 所要 | 年数 |
|--------|------|------|------|--------|---------|
| | 7% | 14% | 20% | 7% 14% | 14% 20% |
| 韓国 | 2000 | 2019 | 2026 | 19 | 7 |
| 日本 | 1970 | 1994 | 2006 | 24 | 12 |
| フランス | 1864 | 1979 | 2020 | 115 | 41 |
| ドイツ | 1932 | 1972 | 2012 | 40 | 40 |
| イギリス | 1929 | 1976 | 2021 | 47 | 45 |
| イタリア | 1927 | 1988 | 2007 | 61 | 19 |
| アメリカ | 1942 | 2013 | 2028 | 71 | 15 |
| スウェーデン | 1887 | 1972 | 2012 | 85 | 40 |

表7 人口構造高齢化の国際比較

(出所)崔慶洙ほか編[2003:87]。

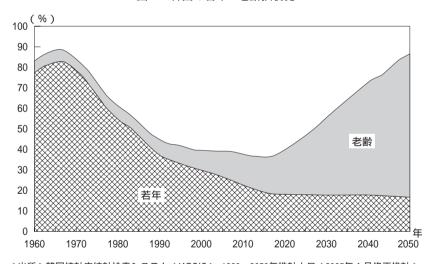


図1 韓国の若年・老齢扶養比

(出所)韓国統計庁統計検索システム(KOSIS), 1960~2050年推計人口(2005年1月修正推計)。

状態は「人口学的ボーナス」⁹⁾ とも呼ばれ,少子高齢化が叫ばれながらも現状では韓国経済が活力ある「若い」状態にみえるのはそのせいである。

しかし,2020年代に1960年代生まれが大挙老齢人口化すると老齢扶養比が 急増しはじめ,2050年には若年+老齢扶養比は90%に肉薄すると予測されて いる。前述のように,2040年代後半には国民年金の基金が使い果たされるとの予測が出ているのはこのような事情による。

(2) 潜在成長率の逓減

少子高齢化のつぎに懸念されるのが実際の経済成長を中長期的に規定すると考えられる潜在成長率の逓減である。韓国はすでに1人当たりGDPが1万4000ドルあまり(2004年)に達しており,先進諸国のこれまでの経験に照らせば経済成長率は後発者利益の消尽などによって逓減することが避けられないものとみられる。文亨杓ほか[2004:51]は,総要素生産性(技術進歩の代理変数)の年間成長率を2%とやや高めに仮定し,出生率を1.19人と仮定した場合,2010年代までは潜在成長率は5%内外で推移するが,2020年代以後は大きく鈍化すると予測した(表8)。その背景として少子高齢化による労働力人口の相対的な減少とそれにともなう貯蓄減少および投資の減少などが指摘されている。

経済成長の鈍化は二つの側面から年金財政に影響を与えるとみられる。ひとつは所得の伸びが鈍化することで保険料収入が伸び悩むことである。もうひとつは経済成長の鈍化が要素収益率の低下,とりわけ資本収益率の低下を通じて基金運用利回りを低下させることである。これら二つの要因はともに年金財政を悪化させうる。

(3) 消費者行動を通じた成長鈍化の可能性

年金給付水準の引き下げや保険料引き上げを含む年金制度改革が行われる場合,消費者は消費を抑える可能性があり(駒村・渋谷・浦田[2000: 18-19]),これがひいては経済成長を一時的に鈍化させる可能性もある。人びとの消費・貯蓄行動は,現役世代に貯蓄を行って引退世代に貯蓄を取り崩すというライフサイクル仮説や現役世代が子供と引退世代を養うという異世代モデル(overlapping generation model)の混合から成り立っているとみることができる(橋木[2005: 16-17])。年金給付の引き下げが将来行われる場合,それはその

| 代6 冶正规 | (%) |
|-------------|-------|
| 期間 | 潜在成長率 |
| 2003 ~ 2010 | 5.23 |
| 2010 ~ 2020 | 4.94 |
| 2020 ~ 2030 | 3.62 |
| 2030 ~ 2040 | 2.27 |
| 2040 ~ 2050 | 1.39 |

表 8 潜在成長率(年率)

(0/)

(注)主要仮定:TFP(総要素生産性)の年平均成長率は2

%,合計特殊出生率は2003年水準の1.19人。

(出所)文亨杓ほか「2004:51]。

時の引退世代が受け取る所得が減ることを意味する。その際の所得減少分をその子どもたちの世代が補塡してくれないとすれば,影響を受ける世代の人びとは現役時代であるうちに貯蓄を増やすという自助努力を通じて年金給付引き下げに備えることとなるであろう。

試みとして筆者は給付減・保険料負担増をもたらした日本の2004年年金改革が標準的家計に対してどれほどの将来所得減少をもたらしたかについて推計を行ってみた。表9はその際の仮定と結果をまとめたものである。これによると、日本の2004年年金改革は2000年価格で標準的家計の将来所得を約588万円減少せしめたことになる。これは標準的家計の年収512万円を上回る規模である。もちろん、個別家計の行動はさまざまであろう。この所得減少要因をそれほど感知しない家計もあろうし、感知したとしてもすぐさま対応しようという家計と、比較的長い時間をかけて対応しようとする家計があるであろう。しかし、いずれにせよ家計の所得のうちで当座使用されない部分が生じたであろうことは想像に難くなく、2004年改革前の消費不振の原因となったこともあながち否定できないであろう。加入者や受給者にとって不利な年金改革は一時的にせよ経済成長を鈍化させることによって年金財政の悪化を促進しかねないことにも留意が必要だろう。

また,年金改革と医療水準向上による寿命の延長や経済成熟化にともなう 資産運用利回りの低下などのリスクが複合的に予想されるときにはさらに消 費が削減される可能性がある。それは対策を講ずべき年金受け取り期間の延 長や受け取り利子の減少を意味するからである。表9では寿命が5年延長し た場合とそれに加えて資産運用利回りがゼロになった場合の所得減少幅の推 計値が示されている。これによれば .所得減少幅はそれぞれ712万円 .1232万 円と推計された。

さらに,各種の不確実性増大が予備的動機を誘発することによって貯蓄増 大をもたらし、消費を萎縮させることも考えられる。上であげたような要因 はすべて不確実性をはらむものだし、漠然とした「老後不安」、たとえば寿命 に関する不確実性、家族援助減少の可能性なども貯蓄増加に向けての予備的 動機となるであろう。

韓国では公的年金が高齢者の主要な所得源とはなっていないため,年金制 度改編が消費減少につながる可能性は現段階においては高いとはいえないだ ろう⁽¹⁰⁾。しかし,将来公的年金の重要性が高まった場合は上述のような消費 抑制が起こり,ひいては年金財政に悪影響をもたらす可能性については否定 できない。また、年金制度改編以外の要因が消費減少の引き金となる可能性 については現時点においても考えられる。経済危機後、とくに近年における 赤字財政容認の動きは増税の予想を呼びかねないし、年金保険料引き上げと 給付引き下げは政府が提出した国民年金法改正案に盛り込まれているところ である。資産運用利回りは経済危機後一貫して長期低落傾向にある。雇用を みれば 経済危機以後企業が労務費削減目的で非正規化を推進している。「サ オジョン」("45停"=「45歳で定年」, 孫悟空の「沙悟浄」と同音) や「オリュ クド」("56盗"=「56歳まで会社にいたら盗賊」, 釜山沖の景勝地「五六島」と同 音)の言葉どおり定年までの雇用も難しくなりつつあり 総じて不安定性を高 めている。また,老後不安に関しては,消費抑制が現実のものとなりつつあ る。2005年3月31日に開催された国民経済諮問会議で韓国銀行が「50歳代の 老後不安のため消費が減り,消費沈滞を呼んでいる」との分析を報告してい る (『韓国日報』2005年4月1日)。

表 9 年金制度変更,寿命延長,運用利回り低下

(1)共通仮定

| ——————— 所得伯 | 大替率 | | | | |
|----------------|-----|------------|-----------|----------------|-----------------|
| (平均的ケース) | | | | | 従前 |
| 2000年 | | 2004年 | 夫1) | | 妻 ¹⁾ |
| 20004 | | 改正 | (厚生年金 | }) | (国民年金) |
| 59.3% | | 50.2% | 2,797,850 | 6 | 625,428 |
| 厚生年金被保険者保険料率 | | | | | 現役時所 |
| 2000年料率 | | 200 改正# | • | | 世帯年収4) |
| 6.79% | | 9.1 | 5% | | 5,116,706 |

- (注)1)夫の厚生年金額は2003年以降導入された総報酬制による算式は用いず,全期間について 職月数は407カ月であった。22歳に就職して65歳まで勤務(43年=516カ月)することを仮定し 給と仮定する。
 - 2)マクロスライドによる支給額圧縮幅は流動的であるため、厚生年金、国民年金ともに所
 - 3) 厚生年金保険料は従前の6.79%から,2004年以降毎年0.177ポイント引き上げ,2018年には
 - 4)世帯年収には賞与月数3.6カ月(2003年の総報酬制導入の際の仮定)を含む。
 - 5)2000年度厚生年金新規受給権者(男子退職)の平均標準報酬月額。
 - 6) 夫婦の生年を1962年としたのは、1994年の制度改正における年金受給年齢引き上げの影

(2)影響額の推計

| | 可変 |
|---------------------------|-------|
| 家計の期待変化の内容 | 夫婦の寿命 |
| 1. 年金制度改正を予想(2004年改正の水準) | 80歳 |
| 2. 年金制度改正 + 寿命5年延長 | 85歳 |
| 3. 年金制度改正 + 寿命5年延長+運用利回り0 | 85歳 |

- (注)7)1998年から2000年の国債実質利回り(名目利回りマイナス消費者物価上昇率)の平均値。
- 8)金額はすべて2000年における現在価値。割引率はそれぞれ左記可変仮定における割引率 (出所)老齢年金新規裁定受給権者状況(http://www.mhlw.go.jp/topics/nenkin/zaisei/2aisei/04/

2.年金制度に内在する要因

(1) 「死角地帯」 年金の恩恵から漏れた人々

公的年金が提供する最も大きな便益のひとつが労働能力の低下した老後における所得源泉を加入者に提供することであるが、上述の納付例外者のよう

| い場合にのける多計への影響(ンミコレーンヨノ) | の影響(シミュレーション) | 場合における家計への影響 |
|-------------------------|---------------|---------------------|
|-------------------------|---------------|---------------------|

| 年金額(円) | | | | | |
|----------------------------------|-----|------------|------------|----------------|--------------------|
| | | 代替率引き下げ後2) | | | |
| 世帯計 | () | 夫 厚生年金) | 妻 (国民年金 | 2) | 世帯計 |
| 3,423,284 | 2 | 2,368,505 | 529,452 | | 2,897,957 |
| 得(円) | | 定年 | Ĕ • | | 夫婦の生年 |
| 標準報酬月額 ⁵⁾ (退職まで同額) | | 受給開始 | | | 夫婦とも ⁶⁾ |
| 327,994 | | 65 | 歳 | | 1962年 |

従前の算式に従った。2000年度厚生年金新規受給権者(男子退職)の平均月額は183.903円で平均在 た場合の年金額。妻は専業主婦と仮定し、その厚生年金は簡単化のため無視して国民年金のみの受

得代替率引き下げに比例して年金額を切り下げると仮定。 9.15%

響を完全に受ける最初の世代であるため。

| 仮定 | 受取減少・負担増(円)8) | | | | |
|-------------------|---------------|-----------|------------|--|--|
| 割引率 ⁷⁾ | 年金受給 | 保険料 | 総影響額 | | |
| 刮り竿 | 減少額 | 負担増 | 総彩音領 | | |
| 1.66% | 4,783,153 | 1,095,781 | 5,878,934 | | |
| 1.66% | 6,037,865 | 1,095,781 | 7,133,645 | | |
| 0% | 11,031,865 | 1,284,175 | 12,316,040 | | |

を適用。

index.html, 2006年2月6日アクセス)。

に年金制度の便益を将来受けられない可能性が高い人が大量に存在するのが 残念ながら韓国の現実である。このような多くの人びとを放置しておくのは 社会政策上大きな問題であるといわざるをえない。この点については社会福 祉政策としての年金政策を重視する立場の論者から常に批判が提起されてき た(11)。また、野党ハンナラ党も近年の年金改革に関する政策論議ではこうし た主張を繰り広げてきた。また,現在においても成人女性人口のかなりの部 分を占める専業主婦に対しても韓国の年金制度は冷淡であるといえる。若い時代に数年間(10年<減額老齢年金の受給要件>未満)の会社勤めを経験した女性が結婚・出産退職した場合,その後給付を受けられるケースとしては,60歳以降に支給される返還一時金を受け取るか,家庭に入った後も任意加入して年金保険料を払いつづけて60歳以後の老齢年金受給の資格を得るか,もしくは移民または死亡にともなう返還一時金を得る,などに限られている。

(2) 公平性の問題

これには世代間,年金制度間,地域加入者・事業場加入者間の公平性問題が存在する。現在の国民年金は保険料9%で所得代替率が60%に達し(40年加入の場合),給付を受ける側からみればかなり有利な負担・給付構造をもつ。ただ,前述のとおり,少子高齢化の進行や成長率逓減などの要因も考慮に入れるとその持続可能性に対する疑問が1990年代後半から提起されてきた。こうした負担・給付構造を放置しておくと年金財政の悪化を招くと同時に次世代に負担を回す可能性が高くなる。日本では1990年代以降の少子高齢化の進行と不況のために既存の年金制度の持続可能性が疑問視されるようになって,2004年改革につながったが,一方で負担増を嫌っての国民年金加入者の年金離れも進んだのであった(2004年の日本の国民年金の納付率は63.8%)。このような動きは韓国でも実際にみられた。同年の韓国国民年金地域加入者の納付率は月数ベースで60.0%(『2004年国民年金統計』)にとどまっている。1999年に韓国は国民皆年金を達成したが,地域加入者に限ってみれば内実がともなっているとは言い難いのが現状である。

年金制度間の公平性は,公務員,軍人,私学の三つの特殊職域年金と国民年金との間でのものである。特殊職域年金は所得比例型であって国民年金との比較は一概にはできにくいが,しばしばその負担・給付構造は高負担・高給付型といわれる。三つの特殊職域年金のうち軍人年金と公務員年金は基金がほぼ枯渇したとみられているし,私学年金も2025年までには基金が枯渇するとみられている(崔慶洙ほか編[2003:195,197,199,201])。問題は,基金の枯

渇した二つの年金の運営において不足する資金は韓国政府が補塡していることにある。2005年12月1日の『韓国日報』社説によれば、公務員年金と軍人年金には2005年度に1兆5000億ウォンの国費が投じられるという。また、かりに救済統合ということになった場合には国民年金との統合となろうが、その場合に高水準な特殊職域年金の給付水準と国民年金のそれとをどのように調節するのか、所得再分配機能をもつ国民年金の給付算式と所得比例的な特殊職域年金のそれとをどのように調和させるのかが焦点となろう。

国民年金の地域加入者・事業場加入者間の公平性についてはその背後にかなり根の深い問題をはらんでいると思われる。韓国国民年金の給付額算定においては「加入者全体の平均標準所得」を反映した均等部分を通じてかなり強い再配分機能が働くことは上でも述べたとおりであるが、このような仕組みのもとでは加入期間中の所得額を低く申告した者が相対的に有利となる。ここで、事業場加入者と地域加入者の平均所得月額をみてみると、2005年9月現在地域加入者が106万5000ウォンあまりであるのに対して事業場加入者はそれより約77%高い188万2000ウォンであった(表10)。所得水準が高い事業場加入者の側は自己の支払った保険料のより多くの部分が均等部分の支払いに当てられて地域加入者のほうに流れているとの不満を募らせている。

このような加入者間の公平性の問題が発生する背景には,属性の異なる加入者群を同一の枠組みに無理に押し込めていることがある。韓国の国民年金は幅広い階層の加入者をカバーしているため階層間のリスク分散が実現され,社会連帯の原理が強く具現されているという見方もできる(12)。しかし,同一の枠組みに統合されている異種の加入者群の間に異見が生じた場合にはその調整は困難なものとなりうる。事業場加入者は収入が安定し,異時点間の金銭感覚においても比較的長期的視野に立って所得比例的な年金の意義も認めるのに対して,自営業者を中心とする地域加入者は収入が不安定で金銭感覚もどちらかというと近視眼的で年金に関しても貯蓄的な所得比例よりも所得保障を重視する傾向がある。現行の給付算式は両者の要望を最大公約数的に取り入れようとしたものといえようが,実際にはどちらをも満足させていな

表10 韓国国民年金の加入者種類別平均所得(月額) (単位:ウォン)

| | 事業場加入者 | 地域加入者 |
|---------|-----------|-----------|
| 2005年9月 | 1,881,992 | 1,065,272 |

(注)国民年金管理公団が毎月発表している「所得等級別加 入者現況」にある各所得階級別人員と各階級標準所得額 を用いて筆者が計算。

(出所)韓国国民年金管理公団ウェブサイト(http://www.nps 4u.or.kr/data/index_02.html, 2005年12月8日アクセス)

いというのが現状であろう。また,それぞれが感じる負担感にも相当の温度差が存在する。給与から雇用主と折半した保険料を天引きされる事業場加入者と違って,地域加入者は所得申告にもとづく保険料の全額を日銭のなかから現金で支払わなければならない。こうした地域加入者側の負担感が所得の過少申告や,年金制度からの事実上の離脱である納付例外者への移行を誘発しているのも事実である。

第3節 問題解決への努力 年金法改正論議

1.年金改正法をめぐる主要政党の主張

これまでの問題整理を踏まえると,現在の韓国国民年金をめぐる課題は財政健全化,死角地帯解消,公平性回復の三つに集約されるように思う。現在これらの課題に取り組むべく各界から対応策が提案されているところだが,その最も大きな取り組みが国会に上程され3年越しで議論されている国民年金法改正案であろう。政府,与党,野党の年金法改正における主要争点での立場を整理すると表11のようになろう。

政府・与党(ウリ党)案は現行制度の枠組みを維持しながら財政健全化を 鮮明に指向している。政府案では保険料引き上げと給付切り下げを同時に達 成しようとしており,与党案でも給付切り下げが盛り込まれている。しかし,

| 争点 | 政府案 | 与党ウリ党案 | 野党ハンナラ党案 |
|--|---------------|-------------|------------------|
| 保険料負担 | 9%(現行)から | 現行の9%を維持 | ・国民年金を国家が租税で給付す |
| (月所得対 | 15.9%へ(2013年か | (2008年の財政再推 | る基礎年金と個人が保険料を出し |
| 比) | ら2033年まで段階的 | 計の後に再調整) | て後に返してもらう選択型所得比 |
| | に) | | 例年金に二元化 |
| | | | ・所得比例年金は所得の7%を保 |
| | | | 険料として負担 |
| 年金額(引 | 60%(現行)~55% | 政府案と同一 | ・基礎年金は65歳以上の全国民に |
| 退前平均所 | ~ 50% | ・年金死角地帯は低 | 引退前平均所得の20%を支給 |
| 得対比,40 | (2008年までに段階 | 所得層老人につき10 | ・所得比例年金は引退前平均所得 |
| 年加入基 | 的に縮小) | 万ウォンずつを「孝 | の20%を支給 |
| 準) | | 道(孝行)年金」と | |
| | | して支給することで | |
| | | 補完 | |
| 基金運用体 | ・福祉部長官が基金 | 政府案と同一 | ・基金運用および投資を政府から |
| 系 | 運用および年金管理 | | 完全に独立させる |
| | に責任 | | ・政府は年金管理および給付だけ |
| | ・基金運用委員会の | | に責任 |
| | 常設化で専門性を強 | | |
| | 化 | | |
| and the second s | | | |

表11 国民年金法改正案をめぐる政府および与野党の立場の差

(出所)『韓国経済新聞』2005年11月28日。

死角地帯解消や公平性の回復にはほとんど手がつけられておらず, わずかに 与党ウリ党の低所得老人への手当支給(年間所要額約1兆ウォン)の提案があ るのみである。

一方,野党ハンナラ党は死角地帯解消と公平性の回復を前面に押し立てて いる。ハンナラ党案の最大の特徴は現行制度の枠組みを大きく変更する二階 建て年金制度の導入である。一階部分の基礎年金は全国民を対象として国庫 負担とし, 二階部分の所得比例年金は選択制とした。死角地帯に対しては基 礎年金支給で対応し,国民年金加入者間の公平性に対しては基礎・所得比例 年金の2分割を通じて地域加入者を所得比例部分から事実上切り離すことで 対応している。ただ,野党案の問題は年間10兆ウォン以上と想定される基礎 年金の財源である。221兆ウォン(2006年度当初予算)の国家予算規模からして

歳出構造の見直し程度では捻出することは難しいとみられ,その場合には大 規模な租税改革が必要となるであろう。

政府・与党と野党の改正案は目指す方向に大きな差があり,妥協成立が容易ではない状況である。2005年11月29日には「党利党略を超えて国民のための年金改革方案を2月までに作る」旨の対国民宣言を発出すべく国会の国民年金制度改善特別委員会が開催されたが,宣言文採択と運営委員会設置に関する案件採決という入り口の形式論で紛糾し,何も決めないまま閉会してしまった。改正案の行方は依然不透明なままである(13)。

2.年金問題解決の対案 段階的アプローチの採用を

韓国の年金制度が改革を必要としていることについて誰しもが認めるところであるが、成熟期を迎える年金制度改革とあって受益者に不利な改編とならざるをえない。年金改革は票に直結せず、それに取り組む政界の動きも緩慢なものとなりがちである。これが国会での審議がすでに2年以上も経過している最大の理由である。また、年金問題が韓国民の間で深度ある議論とならず(14)、遠い未来のこととして現実感をもって認識されていない面があるのは事実である。上述の国会特別委員会である議員が「30~40年後のことを今論議しなければならないのか」と発言している。年金問題の重要性を最も知らなければならない者がそれをまったく理解していないことを露呈した発言であった。必要な財源確保も容易ではない。保険料引き上げや増税には国民の抵抗がきわめて強い(15)。これは日本において年金給付確保と引き換えに負担増を引き受けようという意見が増えつつある(16)こととは対照的である。健全財政を標榜してきた財政当局も先進国の財政悪化の前例や次世代への負担を理由に国債増発に消極的である。

財政健全化,死角地帯解消,加入者間の公平性などが主要な課題であることについては与野党ともに認識しているが,問題なのは課題間の優先順位について合意がないことである。また,予期しない人口学的変動が生じた場合

に生じる年金経理上のロスを誰がどのような割合で負担するかについても まったく合意が存在していないのが現状である。

諸課題のうち、最も急がれるのが財政健全化であろう。現在のような低負 担・高給付構造を放置すればするほど確実に将来の年金財政状態は悪化して いく。一方,今直ちにそれを是正すれば基金をより長期にわたって温存する ことができる。現状では受給者が多くないのでこれらグループからの反発は 大きくない。政府・与党案はそれ自体が財政健全化策で、大きな制度改編を ともなわないために即効性があるといえる。だが、時間が許すならば年金二 元化の野党案についても財政健全化の観点から検討する価値はある。現行の 給付算式における所得比例部分のウェイトが50%であることから,所得比例 部分に対応する給付・負担は国民年金全体の所得代替率60%,保険料率9% のちょうど半分である所得代替率30%,保険料率4.5%といえる。これに対し て,野党案の所得比例年金における所得代替率は20%,保険料率は7%であ る。この水準は加入者にとっては負担となろうが、年金財政上は相当の改善 効果を見込めるだろう。

一方,死角地帯や加入者間の公平性については,年金受給者が増えてから 問題が顕在化するとみられ、それまでには多少の時間的余裕がある。この点 について政府与党は年金とは別に公的扶助などの隣接領域の問題として中長 期的な解決を模索する立場にあるようだが、野党は今回の法改正を通じて国 庫負担の基礎年金を導入することで公的年金の枠組みに扶助的要素を直ちに 取り入れようとしている。死角地帯対策、ことに無年金の貧困老人対策とし ては公的扶助のほうが対象や金額の調整がフレキシブルであるとはいえ、長 期的にはその効果は基礎年金と似通ったものとなろう。しかし,加入者間の 公平性においては地域加入者を所得比例年金から事実上切り離す野党案のほ うが優れているように思われる。

また,人口学的変動による追加的コストについては5年ごとなどの定期的 な財政再計算によって負担・給付を調整することが先進諸国では広く行われ ている。ただ、この方式による調整が加入者と受給者の間の負担能力を正し く反映するとはかぎらない。こうした調整の際には概して年金額引き下げよりも保険料引き上げのほうが選択されやすい傾向がある(17)が,韓国を含めて高齢化に向かう社会においては数が相対的に少なくなっていく保険料負担者(加入者)により多くの負担を負わせていくことが果たしてよいことなのか,十分な議論の必要があろう。今後の年金制度の成熟が見込まれるなかで調整のたびごとに両者のコスト分担割合を論じるのがどれだけ消耗的であるかは日本の戦後に幾たびか繰り返されてきた年金改革の過程をみれば了解されるであろう。仮に所要とされるコストの一定割合を租税で充当することとなれば,コスト分担をめぐる議論にともなう消耗もそれだけ少なくてすむであろう。租税の種類の選択にあたっては,現役世代に相対的に重い負担を負わせる所得税や法人税よりはベースの広い消費課税によるほうが経済に与えるゆがみが少ないのではないかと思われる。ただし,その際には消費課税のもつ逆進性に配慮して必需品に対する減免など差等課税などを考慮する必要はあるう。

おわりに 年金改革,今こそ実施を

韓国では,2008年になると完全老齢年金の支給要件である加入20年を満たす者が現れ,その後同年金の受給権者は累増していく。2010年までの国民年金中期財政展望によれば,同年までに約1万人の完全老齢年金受給者が出現するという。前述のとおり政治的には受給者の抵抗が最も頑強で,この種の障害が少ない制度成熟前の今を逃すと改革はしだいに難しくなる。

これまでの検討を総合してみれば、当面は与党・政府の年金法改正案にあるような、現行制度のもとで保険料負担増・給付減を断行して年金財政健全化を図ることが必要だろう。ただし、保険料率がきわめて高くなる(たとえば30%)ような大幅引き上げは加入者の離反を招きかねない点に留意が必要であろう(18)。そして、将来的には野党の年金法改正案にあるような、年金二

元化を通じた死角地帯解消や加入者間の公平性担保を模索する方向を定める のがよいのではなかろうか。また、特殊職域年金との一本化も俎上に載せて おくべきかもしれない。少子高齢化が進行している韓国の現状に鑑み、財政 再計算にともなって生じるコストの一定割合を経済へ与えるゆがみの少ない 付加価値税増税によってファイナンスすることもあらかじめ定めておけばよ いのではないだろうか。

筆者が段階的アプローチを提唱するのは、混迷する年金制度改革をめぐる 議論を整理し,残された少ない時間のうちに効率的に問題解決が図られるこ とを望んだからである。議論の混迷は政界に限らない。政界外である学界の 議論をみると,財政安定化を主張する経済学者と弱者対策や公平性などを重 視する社会学者との間で政策の優先順位をめぐる論争が続いているが、両者 の間の議論はかみ合っているとはいえないのが現状である。両者の議論が交 錯する背景には, 拡充と合理化が同時進行する韓国の公的年金制度のおかれ た独特の立場があろう。年金は制度が十全に機能するまで数十年の時間がか かる,懐妊期間の長い制度である。韓国の年金制度は今まさに懐妊期間を歩 んでいるといえようが、これにもかかわらず経済学者らは国際的な年金スリ ム化の論調をバックに財政安定化を唱える。一方、社会学者らは年金制度自 体の未成熟や,生産的福祉や参与福祉など経済危機後の福祉充実化の流れを あげてさらなる拡充が必要であると主張している。政界での議論動向もこう した学者らの動きと密接に連動しているのである。

筆者の立場は経済学者もしくは社会学者のいずれかの主張をもっぱら擁護 するというものではない。両者の主張はすべて重要であるが,政策課題を一 時に取り扱うのではなく、時間差を置いてそれぞれに丁寧に対応していくの がよいのではないか、というのが筆者の考えである。

いずれにしても,わが隣人たちがより良い将来の生活のために賢明な選択 を行うことを願ってやまない。

[注]

- (1) 2003年公務員年金統計によれば,公務員年金は2003年度に政府から548億 ウォンの補塡を受けている。
- (2) 日本の公的年金と同様に,韓国の各種公的年金を企業年金と同様な積立方式で再評価した場合,年金の債務にあたる責任準備金に比べて積立金の不足が目立つ。崔慶洙ほか編[2003:188]によれば,公的4年金の責任準備金は2002年末現在439兆ウォンだが,積立金累計額はわずか98兆ウォンで,積立不足額は340兆ウォンにのぼる。ことに,制度成熟のために基金がほぼ枯渇した公務員年金や軍人年金に積み立て不足(それぞれ83兆ウォン,14兆ウォン)が目立つ。
- ③ 後でも触れるように,現在のところ国民年金の給付額のうちで老齢年金の受給要件を加入5年(完全老齢年金の場合は20年),年齢60歳以上に緩和した特例老齢年金の給付額が最も多い。2004年の給付額は1兆6560億ウォンであった(朴星民ほか[2005:41])。また,制度初期には保険料が報酬月額の3%ないし6%(現在は9%)と安かった。1998年以前の加入履歴のある加入者には,年金額の計算にあたって均等部分に関する割り増し措置もある。実務上用いられている基本年金額の算式は下式のとおりである。

基本年金額 =[(2.4A + 1.8B) \times P₁/P+(1.8A + 1.8B) \times P₂/P] \times

(1 + 0.05n/12)

A = 年金受給前 3年間の(加入者全員の)所得月額の平均額

B = 加入者個人の加入期間中の標準所得月額の平均額(物価調整後)

P₁ = 1998年12月31日以前の加入月数

P₂ = 1999年1月1日以後の加入月数

P = 加入者の全体加入月数

n = 20年を超過する月数

- (4) ただし,1999年以後の加入期間にかかるものである。1998年以前の加入履歴がある場合には注③所掲の算式による。
- (5) しかし,韓国の国民年金では均等部分と所得比例部分が制度として分割されているわけではない。このゆえに,韓国の国民年金は日本のような二階建て(two-tiered)あるいは多柱式(multi-pillar)と対比して,単柱式(mono-pillar)であるといわれる。
- (6) AとBが等しい標準的所得の加入者を仮定して算式に「A=B」を代入し,加入40年をさらに仮定したケースでは基礎年金額は7.2Bと計算される。AまたはBが現役時の収入月額を表すことから,この場合の1年間の年金額は現役時の7.2カ月分となり,現役時年収(12カ月分)に対する比は7.2÷12×100=60%となる
- (7) 自営業者らに対して年金に関する所得申告を課していることに関しては,過少申告を防止する観点から社会保険料徴収業務を国税庁へ移管することが提

案されたこともあった。この点に関する2002年の大統領選の際の各候補の立場については京郷新聞・参与連帯[2003:223-224]に詳しい。また,自営業者の年金目的の所得申告に関して積極的な意義を見いだす意見もある。金[2005]は,日本の自営業者が加入する日本の国民年金が定額拠出・定額給付であるのに比べて韓国の場合は所得比例の年金を提供することによって老後生活における公的年金への依存を高め,もって国家責任を拡大したとしている。

- (8) 1998年の第1次年金改正時の主要争点は国民皆年金を実施するか否かと年金財政悪化への対処であった。当時すでに2030年には国民年金の基金が枯渇するとの予測が出ていた。金・金「2004: 260]を参照。
- (9) Mason [1997] が使ったdemographic bonus という術語の訳で,人口増加率よりも労働人口増加率のほうが高まって経済成長加速の可能性が増大している状態を指す。
- (0) サムスン経済研究所 [2004:8]によれば、所得階層別の「老後準備のための緊急な政府政策は?」との問いへの答え(単数回答)として、「年金制度拡充」をあげた人の頻度は、最も多かった収入3000万~5000万ウォンの階層でも16.4%にとどまった。同階層において「老人層の雇用拡充が重要」をあげた人の頻度は43.4%にのぼった。一方、2004年の日本では内閣府による「年齢・加齢に対する考え方に関する意識調査」で、政府の少子高齢化対策として期待する政策(複数回答)のうち、「公平で安定的な公的年金制度を確立する」を選択したのは最も多い54.3%にのぼった。
- (11) たとえば, キムヨンハ[2004]を参照。
- (2) 金・金[2004: 256]は、韓国の国民年金のリスク分散範囲が全国民的であることを捉えて社会連帯の原理を非常に強く内包した制度であるとしている。
- (3) 2006年5月現在国民年金法案は国会を通過していない。柳時敏保健福祉部長官は,5月22日に「財政安定の強化という趣旨さえ生かされれば政府の国民年金法改正案のうち保険料率15.9%と代替率50%については国会審議過程で再調整することも可能だというのが政府の方針である」と語り,年金財政再建が遠のきそうな気配である。
- (4) ユンソンミョン [2005:53] は,年金制度改革の至急性を主張した国内専門家グループたちの意見が労働組合,市民団体,国会などの同意を得られなかったという点を指摘している。
- (5) 2006年1月18日の新年演説で盧武鉉大統領は社会安全網や高齢化への備えのための財源調達が必要であるとして,増税の必要性を示唆した。『朝鮮日報』 2006年1月19日付参照。しかし,野党はいずれもこれに猛反発した。『朝鮮日報』 2006年1月26日付参照。このほか,2005年には政府が酒税引き上げを企図したものの,世論の猛反発により撤回している。
- (6) たとえば,日本では橘木[2005]のように消費税増税による年金支給の主張

- もあるし,平成16年版『高齢社会白書』には年金,医療保険などの給付維持と引き換えに消費税,保険料,高齢者自身,医療サービス利用者などの負担が増すことに同意する意見が57.6%にのぼることが紹介されている。
- (I7) 駒村・永井・中嶋 [2005: 194] は,日本の戦後の公的年金財政再計算の過程を通じて,保険料率の引き上げに比して給付引き下げのほうが政治的な抵抗が強く,年金財政悪化の原因になってきた,と指摘している。
- (8) 駒村・永井・中嶋 [2005: 191] では,日本において「保険料率30%」に対する有識者の支持(厚生労働省による調査)が1994年をピークに急落し,2004年には10~20%程度にまで落ち込んでいることを紹介している。この背景には経済成長鈍化への懸念,国際競争への配慮,世代間移転の抑制などがあるという。

[参考文献]

日本語文献

奥田聡編 [2005] 「経済危機後の韓国: 成熟期に向けての経済・社会的課題 研究会 中間成果報告 」(調査研究報告書)アジア経済研究所。

橘木俊詔「2005」『消費税15%による年金改革』東洋経済新報社。

- 金淵明 [2005] 「韓国福祉国家の性格と類型 新自由主義を超えて 」(武川正吾・ 金淵明編『韓国の福祉国家・日本の福祉国家』東信社)。
 - ・金教誠[2004]「韓国の年金改革 社会連帯と財政不安の葛藤 」(新川敏光/ジュリアーノ・ボノーリ編 新川監訳 『年金改革の比較政治学 経路依存性と非難回避 』ミネルヴァ書房)。
- 駒村康平・渋谷孝人・浦田房良[2000]『年金と家計の経済分析』東洋経済新報社。 ・永井攻治・中嶋邦夫[2005]「年金改革の決定過程 近視眼的な政治による 持続可能性の喪失 」(城戸喜子・駒村康平編『社会保障の新たな制度設計 セーフティ・ネットからスプリングボードへ 』慶應義塾大学出版会)。
- 林成蔚[2004]「台湾と韓国における社会保障制度改革の政治過程」(大沢真理編『アジア諸国の福祉戦略』ミネルヴァ書房)。

韓国語文献

京郷新聞・参与連帯[2003]『김대중 정부 5년 평가와 노무현 정부 개혁과제[金 大中政府5年の評価と盧武鉉政府の改革課題]』ハンウル。

国民年金管理公団[2005]『2004年國民年金統計年報』。

国民年金研究院[2005]『연금포럼[年金フォーラム)』第18号,2005年6月。

キムヨンハ [김용하] [2004] 「노후소득보장 사각지대의 현황과 개선방안 [老後所

- 得保障死角地帯の現況と改善方案]」(崔慶洙編『인구구조 고령화의 경제적 영향 과 대응과제(II)[人口構造高齢化の経済的影響と対応課題(II)]』韓国 開発研究院)。
- 文亨杓[2004]「공적연금의 지속가능성과 대응방안[公的年金の持続可能性と対応方案]」(崔慶洙編『인구구조 고령화의 경제적 영향과 대응과제(II)[人口構造高齢化の経済的影響と対応課題(II)]』韓国開発研究院)。
 - ・金東石・朴倉均・金大逸・キムソヨン [김소영]・金龍夏・安鍾範 [2004] 『외구고령화와 거시경제 [人口高齢化と巨視経済]』韓国開発研究院。
- 朴星民・申慶恵・朴武煥・趙俊行・韓延林 [2005] 『國民年金 中期財政展望 (2006 ~2010)』国民年金研究院。
- サムスン経済研究所 [2004] 「소비자 태도조사 2004.4/4 분기 부가조사 노후 불안확산에 관한 가계의식조사 [消費者態度調査2004年第 4 四半期付加調査 老後不安感拡散に関する家計意識調査] 」。
- ユンソンミョン[윤석명][2005] 「외국 연금개혁과정에서 이해집단간 조정경험사례 및 시사점 독일, 오스트리아, 이태리를 중심으로 [外国年金改革過程における利害集団間調整経験事例および示唆点 ドイツ, オーストリア, イタリアを中心に]」(『연금포럼 [年金フォーラム)』秋号, pp.46-54)。
- イソンボク [이성복] [2005] 「국민연금제도의 정책결정에 관한 연구 제12차 국민연금법재정을 중심으로(国民年金制度の政策決定に関する研究 第12次国民年金法改正を中心に]」(『議政研究』)。
- 崔慶洙・文亨杓・辛仁錫・韓震熙編 [2003]『인구구조 고령화의 경제적 영향과 대응과제(I)[人口構造高齢化の経済的影響と対応課題(I)]』韓国開発研究 院。
- 韓国開発研究院[2004]『기업경쟁력 재고를 위한 사회보험제도의 개선방안[企業 競争力提高のための社会保険制度の改善方案]』。

英語文献

Mason, Andrew [1997] "Population and Asian Economic Miracle," *Asia-Pacific Population & Policy*, (43).